平成30年6月文京区議会定例議会追加提案事項

1 訴訟上の和解について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 当事者

原告 普通自動二輪車を運転していた者

被告 東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

文京区長 成澤廣修

(3) 事件の概要

平成27年8月27日、東京都文京区向丘一丁目7番11号先路上において、被告所有の清掃小型 プレス車と原告が運転する普通自動二輪車の衝突事故(以下「本件事故」という。)が発生した。

原告は、本件事故により原告が被った損害を賠償するよう求める訴えを東京地方裁判所に提起した。 このことについて、同裁判所から当事者双方に和解についての意思確認があり、原告との間で以下 のとおり訴訟上の和解をすることとなった。

(4) 主な和解内容

ア 被告は、原告に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、既払金の他に、金1,500万円の支払義務のあることを認め、これを、平成30年8月17日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。

なお、送金費用は、被告の負担とする。

- イ 原告は、その余の請求を放棄する。
- ウ 原告と被告との間には、本件事故に関し、和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを 相互に確認する。
- エ 訴訟費用は、各自の負担とする。